

一般社団法人つくばスマートシティ協議会 事務局の組織及び運営に関する規程

令和6年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人つくばスマートシティ協議会（以下「協議会」という。）定款第49条の規定に基づく事務局の組織及び運営について定款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

総務及び経理に関すること

- (1) 定款及び規程等に関すること
- (2) 事業計画及び事業報告のとりまとめに関すること
- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) 社員総会及び理事会に関すること
- (5) 会計経理に関すること
- (6) 会員に関すること
- (7) その他協議会運営に関し必要な事項に関すること

事業の推進に関すること

- (1) 協議会が実施する事業の調整に関すること
- (2) 広報及び宣伝に関すること
- (3) 契約及び財産管理に関すること
- (4) その他事業の推進に必要な事項に関すること

(事務局の組織)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に事務局長、事務局次長及び事務局書記を置く。

2 事務局次長及び事務局書記は、事務局長が指定する者を充てる。

(事務局員の職務)

第4条 事務局長は、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故がある場合又は欠けた場合は、その職務を代理する。

3 事務局書記は、事務局長及び事務局次長の命を受け、事務局の事務を処理するものとする。

(改正及び廃止)

第5条 この規程は、理事会の決議によって改正し、又は廃止することができる。

(運営要領)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。